

川口市条件付一般競争入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、理財部契約課（以下「契約課」という。）において物品の購入、備品修繕及び印刷（以下「物品の購入等」という。）を行うに際し、条件付一般競争入札を試行実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要領の対象となる物品は、川口市財産規則（昭和39年規則第9号）第33条第2項の規定により理財部契約課長が行う物品の購入等の措置のうち、条件付一般競争入札の実施が適当と認めるものとする。

(参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- (1) 当該年度における川口市物品入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (9) 参加しようとする案件の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。

2 前項各号に掲げるもののほか、案件の性質により必要があると認めるときは、地域要件等の資格要件を定めることができる。

(案件の公示)

第4条 条件付一般競争入札により物品の購入等を行うときは、条件付一般競争入札による物品の購入等に係る告示を公示するとともに、その写しを川口市ホームページに掲載する。

2 公告には、概ね次に掲げる事項を明示するとともに、仕様書を添付するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 案件名称
- (3) 参加資格要件及び入札参加申込みの方法
- (4) 入札日
- (5) 入札場所
- (6) その他入札に関し必要な事項

(入札参加申込)

第5条 条件付一般競争入札に参加をしようとする者は、告示において指定する期限までに入札参加申込書を契約課に提出しなければならない。

(同等品)

第6条 仕様に例示品として記載された物品と同等以上の機能を有する物品(以下「同等品」という。)により入札を希望する者は、告示において指定する期限までに同等品承認申請書を契約課に提出し、承認を得なければならない。

2 前項の規定による申請書の提出方法及び申請に対する回答は、川口市ホームページに掲載する。

(質疑応答)

第7条 物品の仕様に関し質疑のある者は、告示において指定する期限までに質問書を契約課に提出することができる。

2 前項の規定による質問書の提出方法及び質疑に対する回答は、川口市ホームページに掲載する。

(入札の延期、中止、取消し)

第8条 市長は、条件付一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、適宜入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

2 開札前に入札参加申込み者がいないときは、入札を中止し、開札後に有効な入札がないとき又は予定価格に達する入札がないときは、入札を不調とする。

(入札の辞退)

第9条 第5条の申込書を提出した後、入札を辞退しようとする者は、辞退届を入札前に契約課に提出しなければならない。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 第3条に掲げる資格要件を備えない者がした入札
- (2) この要領の規定に反してした入札
- (3) 同じ案件について、同一者（代理人を含む。）が2通以上提出した入札
- (4) 談合その他不正の行為により提出した入札
- (5) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令違反の認められる入札

(落札候補者の決定)

第11条 有効な入札書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札候補者と決定する。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2者以上あるときは、くじ引きで落札候補者を決定する。

3 落札候補者となった者は、速やかに入札の参加資格の有無につき審査を受けなければならない。

(入札参加資格の審査)

第12条 前条第3項の審査に関し、市長は、当該者に対し、適宜必要な書類の提出を求めることができる。

2 落札候補者が前項の書類を提出しないとき、入札参加資格の審査のための指示に従わないときその他入札参加資格の審査ができないときは、当該落札候補者を落札者とししない。

3 入札参加資格の審査は、第1項の書類の提出があったときから概ね3日以内に行うものとする。

(落札者の決定)

第13条 市長は、前条の審査により、落札候補者が入札の参加資格を有していると認めるときは、当該者を落札者として決定し、速やかに通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、落札候補者が入札の参加資格を有していないと認めるときは、当該者を落札者とししないこととし、速やかに通知するものとする。

3 市長は、前条第2項又は前項の規定により落札候補者を落札者としなかったときは、次順位者（その者が2以上あるときは第11条第2項の規定の例により決定した者）を落札候補者とし、当該者につき入札参加資格の審査を行う。

4 落札者の決定から契約締結までの間に当該者が第3条に規定する資格要件を備えなくなったときは、当該落札者の決定は、失効する。この場合における落札候補者は、次順位者（その者が2以上あるときは第11条第2項の規定の例により決定した者）とし、当該者につき入札参加資格の審査を行う。

（資格審査の例外）

第14条 前3条の規定にかかわらず、当該案件の性質により事前の資格審査が適当と認められる場合は、入札前に資格審査を行うことができる。

（公表）

第15条 条件付一般競争入札の結果については、全入札参加者、全入札金額、落札者及び落札金額を川口市ホームページで公表する。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか、条件付一般競争入札の試行実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から実施する。